

成年後見制度の利用促進に関する取組について

1 趣旨

成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）に、市町村の講ずる措置（法第14条）として次の事項が規定されています。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定
（体制整備の方針、中核機関の整備・運営方針、中核機関等の4つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針、チーム・協議会の具体化の方針、助成制度の在り方等）
 - (2) 成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置
 - (3) 成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため合議制の機関の設置（当委員会）
- 寝屋川市においても、これらの措置をすることができるよう進めています。

2 これまでの取組

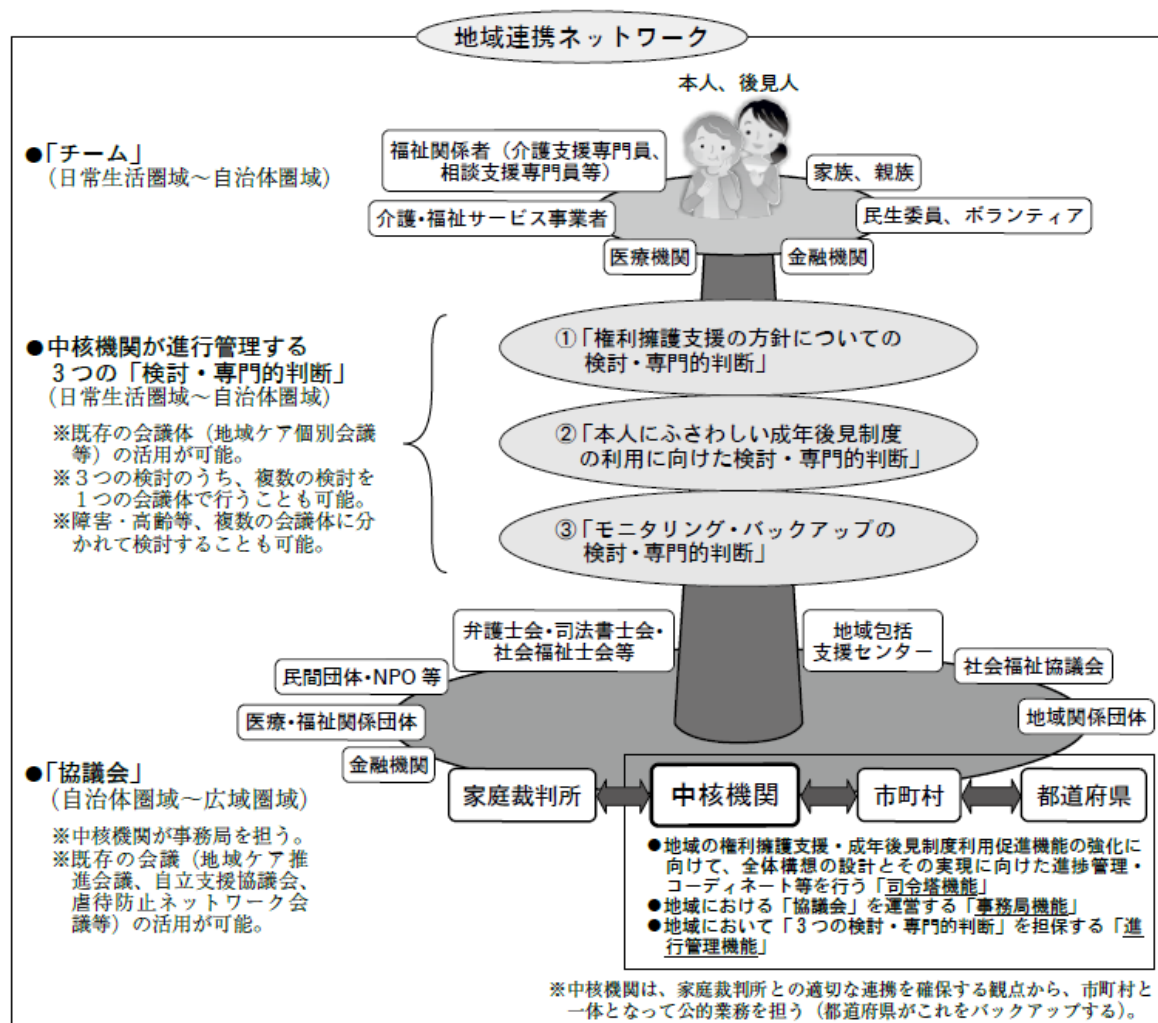
時期	内容
平成31年4月	◆寝屋川市地域福祉計画推進委員会（当委員会）の担当事務に成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項の調査審議を追加（合議制の機関の設置）
令和元年5月	◆庁内の連携体制の強化を図るため、関係機関（福祉総務課・高齢介護室・障害福祉課・社会福祉協議会）による意見交換会を実施（地域福祉連絡調整会議の部会） ⇒成年後見に係る基本計画について、地域福祉計画等既存の計画に包含する形式で策定する方向で検討することを確認 ⇒今後も連携して取組を進めることを確認
令和元年7月	◆体制整備等の情報収集
令和元年8月	◆体制整備・中核機関の設置について、関係機関による意見交換会を実施

3 今後の取組予定

時期	内容
令和元年10月	◆市民及び社会福祉活動団体への成年後見制度の利用に関するアンケート調査を実施 ※第四次地域福祉計画策定に係るアンケートと一体的に実施
令和元年11月から 令和2年3月	◆アンケート調査等根拠データの分析 ◆課題の整理
令和2年度	◆計画素案の作成（地域福祉計画等の計画と一体的に作成） ◆パブリックコメント手続 ◆計画の策定

【参考】

図Ⅱ－１ 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

（出所）成年後見制度利用促進体制整備委員会、地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き（平成29年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）